

## 西晋惠帝期の政治における賈后と詔

田 中 一 輝

【要約】 従来、西晋惠帝期の政治に関しては、同時期に発生した所謂八王の乱の研究が主流であり、純粋な惠帝期の政治史研究というものは、これまでに充分には行われてこなかった。本稿では、惠帝の治世の前半期（二九〇～三〇〇）の政治史を分析し、この期間における惠帝の権威と賈后の關係の解明を目指した。賈后は惠帝から手詔を入手し、それによって軍を動員し、クーデターを起こして楊駿・汝南王亮・衛瓘らを殺害することで実権を掌握した。その後の政治においては、詔（特に手詔）の発令権を実質的に掌握し、また外戚・宦官を利用して、朝臣に対する自らの優位を確保した。しかし、趙王倫とその腹心の孫秀らが詔の偽造によつてクーデターを起こしたことにより、賈后は倒される。以後、彼らは詔を偽造して政敵を廢除し、趙王倫の皇帝即位後は、孫秀が手詔を自ら作成し政治を行つた。これにより、皇帝の権威は残つたものの、皇帝の詔によつて臣下に命令を下し、また会議において裁可を下すといった政治上の役割はほとんど失われた。

史林 九四卷六号 二〇一一年二月

### はじめに

太熙元年（二九〇年）四月、西晋の初代皇帝武帝（司馬炎）が死去し、皇太子衷が即位する（惠帝）。惠帝の治世は光熙元年（三〇六年）六月に死去するまでの一六年間に及ぶが、この間には、統治能力を欠く惠帝のもとで、皇后・外戚・宗室諸王らによる紛争・内乱が続発したのであり、これらは八王の乱と総称される。

八王の乱は、恵帝の即位とほぼ同時に発生し、しかも乱の主体となったのが、皇后・外戚や、皇帝と血縁関係にある宗室諸王であったという特徴を有するために、長らくその発生原因の解明が、特に中国において、主要な課題となっていた。その結果、宗室諸王の封国の軍事力や都督制といった軍事制度などの制度的要因<sup>①</sup>、貴族制や政治の腐敗、寒人の権力追求志向といった政治・社会的要因<sup>②</sup>などが、これまでに八王の乱発生の根本原因として主張されてきた。その一方で、八王の乱は単一の原因から発生したのではなく、複数の要因が重なって発生したとする研究もある<sup>③</sup>。

日本においては、八王の乱の発生原因の他に、その特質・本質を把握しようという試みがなされてきた。まず岡崎文夫氏は、八王の乱を「利慾を主とする家族群の争闘」と理解し、これを受け谷川道雄氏は、宗室諸王の持つ軍事力が西晋王朝の公権を支えるのではなく、これを私権化する方向に働いた結果が八王の乱であったとする<sup>④</sup>。さらに安田二郎氏は、個人のもつ利欲性を肯定し、それにより自己実現を追求する傾向が、「浮競」の風潮を現出し、それがより露骨に突出した社会現象として具現化した結果が八王の乱であったとする<sup>⑤</sup>。こうした成果を受け、八王の乱の本質をさらに究明したのが福原啓郎氏である。氏は、乱を主導した皇后・外戚・宗室諸王の原動力となった要素を、実権を掌握した皇后・外戚・宗室諸王による公権の私権化に対する、公権の回復を望む輿論とした<sup>⑦</sup>。このように、日本においては主に当時の社会情勢から八王の乱の本質を捉える試みがなされてきたのである<sup>⑧</sup>。

これらの研究は、八王の乱を理解する上で非常に有益であるが、一般的に西晋の恵帝期については、先行研究の関心も八王の乱に集中していることからもわかるように、政治・社会が混乱していた時代と理解されている。またその研究方法にも問題がある。八王の乱は当初洛陽城内のクーデターや武力衝突であったが、齊王冏の挙兵（三〇一年）以後、地方に出鎮した宗室諸王と洛陽の宗室諸王の対立という形をとることが多くなる。しかし従来の先行研究は、こうした武力衝突の規模や時期などの差をあまり重視せずに進められてきたのである<sup>⑨</sup>。そして最大の問題は、先行研究の多くが八王の乱を考察対象とし、個々のクーデターや武力衝突の分析に固執したため、恵帝期の政治史研究がおろそかにされてきたことで

ある。「乱」を自明の前提として個々のクーデターや武力衝突のみをとりあげ、それらを材料として発生原因や特質を解明するのではなく、あくまで政治史の一要素として扱い、惠帝期の政治の実態を捉えようとする試みは、これまでにほとんどなされていなかった。したがって本稿では、惠帝期の政治史を考察対象とする。具体的には、惠帝期のうちでも、賈后が政治において大きな影響力を有していた前半期（二九〇～三〇〇）に注目したい。

賈后（賈南風）は惠帝の皇后である。武帝泰始八年（二七二年）に皇太子妃となり、<sup>⑩</sup> 惠帝即位直後の永熙元年（二九〇年）に皇后に冊立される。その翌年の政変の後に実権を掌握し、その体制は以後一〇年間続くこととなる。永康元年（三〇〇年）四月、宗室の趙王倫の起こしたクーデターにより庶人におとされ、やがて死を賜る。福原啓郎氏は著書において、この時期の政治について、これに先立つ楊氏体制における太傅楊駿のような輔政の任に就きうる人物が賈后にはなく、張華・裴頠・王戎のような朝臣や、外戚の賈模らを任用し、彼らの献身的な政治の結果、政局が安定したとする。<sup>⑪</sup> しかし、賈後の政治の特徴は、こうした人材の任用のみにとどまるのであろうか。

筆者が注目するのは、当時の詔や惠帝自身の持つ権威との関係である。これについては、祝纘斌・福原啓郎の諸氏の研究により、八王の乱において、詔が頻繁に利用されたことや、「矯詔」が行われたこと、また宗室諸王が惠帝の擁護を口実に挙兵したことなどを根拠として、惠帝の有する強大な権威が、八王の乱の各局面において大きく作用していたことが明らかになっている。<sup>⑫</sup> しかし、それらが惠帝の治世前半において政治にどのように作用したのか、また賈后とどのように関係したのか、こうした問題を解明した研究はいまだにない。よって本稿では、主にこの時期における詔の使用状況を確認しながら、賈後の政治の特色やその意義などを解明したい。

なお、「矯詔」の語義については、本来は「詔に仮託すること」<sup>⑬</sup> であるが、後述するように、史料には本物の詔の使用でも「矯詔」と表現されるケースがある。本稿では、特に史料に「矯詔」とあるものや、先行研究が「矯詔」と述べているもの以外は、極力「矯詔」の語を使用しないことをあらかじめお断りしておく。

- ① 万繩補整理『陳寅恪魏晉南北朝史講演錄』（黃山書社、一九八七年）は、太康元年（二八〇年）に実施された州郡兵の撤廃により、西晉王朝の軍事力のうち、宗室諸王の封国の國兵の比重が高くなったことを八王の乱の原因とする（四二―四三頁）。また唐長孺『西晉分封与宗王出鎮』（同氏著『魏晉南北朝史論拾遺』中華書局、一九八三年、一二三―一四〇頁）は、宗室諸王の出鎮（州都督として地方に赴くこと）を八王の乱の原因と見る。なお楊光輝『西晉分封与八王之乱』（『中国史研究』一九八九―）は、武帝期の泰始元年（二六五年）、咸寧三年（二七七年）、太康一〇年（二八九年）の各年に行われた一斉封建によって武帝直系の皇子王と傍系の宗室諸王との間に矛盾が発生し、その両派が惠帝期に至って皇位・皇統をめぐる争ったのが八王の乱であったとする。
- ② 何吉賢「試論八王之乱爆發的原因」（『河北師範大学学报』一九八一―一四）、羅宏普「八王之乱」爆發原因芻議」（『天津社会科学』一九八五―一五）は、貴族・政治の腐敗、思想の頹廢などを八王の乱發生の原因とする。また周芸・高遠「西晉「八王之乱」原因新釈」（『柳州師專学报』一五一―二〇〇年）は貴族制もとの君主專制政治の在り方に發生原因を求める。また八王の乱における衆人の動向に注目した研究として、劉馳「八王之乱中の寒門人士」（同氏著『六朝士族探析』中央廣播電視大学出版社、二〇〇〇年、二五―四四頁）がある。
- ③ 韓國磐『魏晉南北朝史綱』（人民出版社、一九八三年）一一〇頁、湯勤福「八王之乱爆發原因新探」（『中州學刊』一九八七年）一一〇頁。なお、中國における八王の乱の研究史については、景有泉・李春祥「西晉「八王之乱」爆發原因研究述要」（『中国史研究動態』一九九七―一五）、林校生「八王之乱」叢稿」（福建人民出版社、二〇〇三年）一一―二三頁参照。
- ④ 岡崎文夫『魏晉南北朝通史』（弘文堂、一九三二年）一〇九頁参照。
- ⑤ 谷川道雄「世界帝国の形成」（講談社、一九七七年）一〇〇頁参照。
- ⑥ 安田二郎「八王の乱をめぐる——人間学的考察の試み——」（『名古屋大学東洋史研究報告』四、一九七六年、同氏著『六朝政治史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇三年、一六三―二〇一頁（第三章「八王の乱と東晉の外戚」）参照。
- ⑦ 福原啓郎「八王の乱の本質」（『東洋史研究』四一―三、一九八二年）参照。
- ⑧ この他、竹園卓夫「八王の乱に関する一考察」（『東北大学東洋史論集』七、一九九八年）、渡邊義浩「西晉「儒教国家」の限界と八王の乱」（『東洋研究』一七四、二〇〇九年、同氏著『西晉「儒教国家」と貴族制』汲古書院、二〇一〇年、二八三―三〇五頁）なども参照。
- ⑨ 八王の乱の各局面を均質的なものと考え、その原因を求めていくという方法論については、既に渡邊義浩氏が「複雑な乱の構造を把握できまい」と批判している。前掲渡邊義浩「西晉「儒教国家」の限界と八王の乱」参照。
- ⑩ 『晋書』卷三一后妃伝上 惠賈皇后条による。詳細は小池直子「賈南風婚姻」（『名古屋大学東洋史研究報告』二七、二〇〇三年）、賈充出鎮——西晋泰始年間の派閥抗争に関する一試論——」（『集刊東洋学』八五、二〇〇一年）参照。
- ⑪ 福原啓郎「西晋の武帝 司馬炎」（白帝社、一九九五年）二〇九―二一〇頁参照。
- ⑫ 祝総斌「八王之乱」爆發原因試探」（『北京大学学报（哲学社会科学版）』一九八〇―一六、同氏著「材不材齋史学叢稿」中華書局、二〇〇九年、二三一―二五六頁）、福原啓郎「西晋代宗室諸王の特質——八王の乱を手掛りとして——」（『史林』六八―二、一九八五年）参照。ちなみに祝総斌氏は、八王の乱發生の原因を、武帝による皇位継承者と輔政大臣の選定の失敗とする。

⑬ 例えば『漢書』の「矯制」の語について、顔師古は、「矯、託也。託奉制詔而行之」(巻五〇 汲黯伝注)、「矯与矯同、其字從手。矯制、

託称詔命也」(巻六六 劉屈氂伝注)と解釈する。

## 第一章 惠帝即位直後の政変

八王の乱は、惠帝即位の翌年である永平元年(二九一年)三月の、惠帝の皇后 賈后(賈南風)による楊駿専権体制の打倒より始まる。楊太后(楊芷)の父親である楊駿は、惠帝の即位とともに太傅・大都督となり、専権体制を構築したが、賈后は早くもその翌年に楊駿の打倒を志す。中央軍の殿中郎の孟觀・李肇は、以前より楊駿に礼遇されなかつたため、密かに楊駿が社稷を危うくしていると誣告した。また賈后はかつて寺人監として東宮にて自身に給事していた宦官の董猛と密かに結託し、楊太后の廃位をはかる。董猛は孟觀・李肇と結託し、さらに李肇をして当時大司馬・督予州諸軍事として許昌に出鎮していた汝南王亮にクーデターへの参加を要請させた。しかし汝南王亮に拒絶されたため、李肇は同じ要請を鎮南將軍・都督荊州諸軍事の楚王瑋に行い、楚王瑋はこれに同意する。楚王瑋は楊駿に入朝を求め、永平元年二月、洛陽に到着する。楚王瑋の到着後、孟觀・李肇は惠帝に「啓」し、夜中に詔を作らせ、戒嚴令を敷き、使者を派遣して楊駿の官位を剝奪し、就第を命じた。また宗室の東安公繇は殿中兵(中央軍)四〇〇人を率いてこれに続き、楊駿への攻撃を開始する。楊駿は厩舎へ逃れるが、その途上で殺害された<sup>①</sup>。その後、賈后は楊太后の失脚を画策する。楊太后は楊駿がクーデター軍の攻撃を被っている間に、「太傅(楊駿)を救う者は賞有らん」と記した帛書をとりつけた矢を城外に放ち、楊駿の救援をはかったが、これを知った賈后は楊太后が反逆に荷担したと宣言する。その後、詔により楊太后は永寧宮に送られるが、賈后は有司に働きかけ、惠帝に対し楊太后を廃するよう要請させた。惠帝は再度の審議を命じたが、有司は楊太后を庶人におとすよう要請する。惠帝は逡巡したものの、遂にこれを許可した。楊太后は金墉城に送られ、餓死する<sup>②</sup>。楊氏一党が排除された後も、政治的混乱はなお続くこととなる。楊駿の死後、許昌から召還された汝南王亮が太宰に、

隠棲していた衛瑾が太保に、それぞれ就任し、ともに録尚書事となつて輔政の任についた。<sup>③</sup> 彼らは楚王瑋の権限の剝奪を試みたが、その計画を知つた楚王瑋の舎人の岐盛は、長史の公孫宏とともに、当時積弩將軍となつていた李肇を通じ、楚王瑋の命と偽つて賈后に汝南王亮・衛瑾を讒訴した。元康元年（二九一年、楊駿殺害の直後に改元）六月、賈后はこれを受けて惠帝に詔を作らせ、それによつて淮南王允・長沙王乂・成都王穎を宮門に駐屯させ、汝南王亮・衛瑾を廢するよう、楚王瑋に命じた。詔を受け取つた楚王瑋は、『晋書』卷五九 楚王瑋伝に、

（楚王瑋）遂に本軍を勅し、復た詔を矯めて三十六軍を召し、手令もて諸軍に告げて曰く、「……今輒ち詔を奉じ、二公の官を免ず。吾今詔を受けて中外の諸軍を都督す。諸もろの直衛に在る者、皆な厳しく警備を加え、其の外營に在る者、便ち相い領するを率い、徑ちに行府に詣れ……」と。又詔を矯めて亮・瑾をして太宰・太保の印綬・侍中の貂蟬を上り、國に之かじめ、官屬皆な罷めて之を遣わす。又詔を矯めて亮・瑾の官屬を赦して曰く、「二公潛かに謀り、社稷を危うくせんと欲し、今免じて第に還らしめん。官屬以下、一に問う所無し。若し詔を奉ぜざれば、便ち軍法もて事に從え。能く領する所を率い先んじて出降する者は、侯に封ぜられ賞を受けん。朕食言せず」と。遂に亮・瑾を取め、これを殺す。

とあるように、「詔を矯め（矯詔）て「三十六軍」の召集、汝南王亮・衛瑾の太宰・太保の印綬、侍中の貂蟬冠の没収などを立て続けに実施し、最後には汝南王亮・衛瑾を収監し、処刑する。しかしながら楚王瑋も、同月に「矯詔」の罪によつて処刑されることとなる。岐盛は楚王瑋に、軍をもつて賈后の外戚である賈模・郭彰を誅殺するよう進言したが、楚王瑋は決行をためらつた。事態を憂慮した惠帝は、張華の提案に従い、騶虞幡によつて楚王瑋に率いられた中央軍を撤退させ、楚王瑋を捕縛した。処刑に先立ち楚王瑋は、懷から青紙を取り出し、「此れ詔書なり。此れを受けて行い、社稷の爲と謂うも、今更らに罪と爲る」と、監刑尚書の劉頌にうつつたえたが、結局処刑されてしまふ。<sup>④</sup> 楚王瑋の処刑により政変は終結する。

以上は永平元年三月～元康元年六月における、賈后によるクーデターの経緯であるが、賈后が事を進めるにあたり、特

に詔を利用して注目される。最初の楊駿打倒の際、賈后に協力的な中央軍の孟觀・李肇が「啓」によって詔を入手しており、楚王瑋の幕僚であった岐盛・公孫宏のうったえを受けたときも、恵帝に詔を作らせることで、これに応えている。また楊太后を庶人におとしたときも、有司に働きかけて上奏させ、恵帝の裁可をもってこれを行っている。ただし楚王瑋が軍の召還、汝南王亮・衛瓘の印綬・冠の没収などを実施したときについて、前掲の『晋書』楚王瑋伝はこれらを「矯詔」としているが、いずれも賈后の意志ではなく、楚王瑋の独断によるものである。楚王瑋が処刑直前に懐から出した青紙の詔は、最初に岐盛・公孫宏の主張を入れ、賈后が恵帝に作らせたものであったと考えられる（もっとも、楚王瑋の「矯詔」は青紙の詔を受けた後に行われており、またその「矯詔」による行動は、必ずしも青紙の詔の主旨から逸脱したものではなく、あるいは、青紙の詔の内容を敷衍・拡大解釈し、それを命令として発したことが、ここで「矯詔」とされたのかも知れない）。

前述の通り、八王の乱における詔や「矯詔」の重要性については、既に祝総斌・福原啓郎の両氏の指摘がある。祝氏は八王の乱において恵帝の擁護や宗室諸王による皇位の篡奪（趙王倫）への反対を名目にし、或いは「矯詔」によってクーデターや拳兵がなされたことなどから、西晋における強大な「皇権」を見出した。福原氏も、詔・「矯詔」・駟虞幡などが頻繁に利用されたことから、これらが有する無形の皇帝の権威が八王の乱の局面に大きな作用を及ぼしたことを指摘する。ただし福原氏は、賈后の詔利用について、『晋書』の本紀などにおいて「矯詔」と記されていることや、『晋書』において「矯詔」と表現されないケースにおいても恵帝の意思にかかわりなく詔が利用されていることなどを重視し、賈后のこれらの行為をも実質的な「矯詔」と解釈するが、こうした福原氏の理解は妥当なのであるか。そこで、一連の政変における詔の使用について検討したい。

賈后の行為は、確かに恵帝の意思を半ば無視した行為ではあったが、クーデターに際しては、常に恵帝から詔を引き出している。最初の楊駿誅殺において、賈后の意を受けた孟觀・李肇は恵帝に「啓」することによって詔を手に入れている。

中村圭爾氏は、西晋代（特に武帝前期）における「啓」による意志上達は、通常の行政組織とその運営における正常の意志伝達経路によらない臣下の私的な意向の上申の場合が多いと主張する。<sup>⑧</sup>孟觀・李肇が夜中のうちに私的に惠帝に詔を要請したとなると、この詔は、惠帝直筆の手詔であったと考えられる。汝南王亮・衛瓘の免官・処刑の際に楚王瑋に渡された詔が青紙の詔であったことは既に述べたが、これについては、

六月、賈后詔を矯め楚王瑋をして太宰汝南王亮・太保蕃陽公衛瓘を殺さしむ。（『晋書』卷四 惠帝紀 永平元年六月条）

（賈后）又瓘の瑋と隙有るを聞き、遂に瓘亮と伊・霍の事を為さんと欲すと誘り、帝に啓して手詔を作らしめ、瑋をして瓘等の官を免ぜしむ。（『晋書』卷二六 衛瓘伝）

……而れども后之を察せず、惠帝をして詔を為らしめて曰く、「太宰・太保伊・霍の事を為さんと欲し、王宜しく詔を宣し、淮南・長沙・成都王をして宮の諸門に屯せしめ、二公を廢せ」と。夜に黃門をして齎し以て瑋に授けしむ。（『晋書』卷五九 楚王瑋伝）とあるように、『晋書』の本紀・列伝で詔に関する表現が異なっている。しかし、『晋書』の惠帝紀には賈后の「矯詔」の内容については具体的に記されておらず、衛瓘伝・楚王瑋伝の記述がそれに相当するのであろう。この二つの列伝の間にも、「詔」・「手詔」と表現の差違が見られるが、当時の青紙の詔を、富谷至氏は皇帝直筆の手詔と解釈し、また福原啓郎氏も楚王瑋にわたされた詔を「惠帝自筆にかかる詔敕」とする。<sup>⑩</sup>このとき使用された詔も、惠帝の手詔であったと考えられる。

このように、賈后は惠帝の手詔を積極的に利用した。もともと、さきの楊氏体制において、既に手詔を利用した政敵の討伐が試みられていた。武帝が死去して間もない頃、楊駿は前年に大司馬・大都督・督予州諸軍事に任命されながら、なおも任地の許昌に赴任しない汝南王亮が、挙兵して自らを攻撃することを恐れたため、『晋書』卷四四 石鑿伝に、

駿大いに懼れ、太后に白して帝をして手詔を為らしめ、鑿及び張劭に詔して陵兵を率いて亮を討たしむ。

とあるように、惠帝に手詔を書かせるよう楊太后に依頼し、その手詔をもって、当時武帝の陵墓築造の監督に当たってい



表一 曹魏及び西晋武帝期における手詔の使用例

王朝	皇帝	手詔の使用例	出典
曹魏	明帝	青龍三年（235年）秋、病床にある中山王褒に、詔により太医を遣わして診察させ、殿中・虎賁に手詔や珍膳を届けさせる。	『三国志』 武文世王公伝
		威刑の過度、宮殿造営を諫める徐宣の上疏に対し、手詔をもって受け入れる。	『三国志』 徐宣伝
		危篤の際、中書監の劉放より強制され、遺詔を作成（内容は燕王宇らの免官）。	『三国志』 明帝紀注所引『漢晋春秋』
		中書監劉放・中書令孫資、明帝に司馬懿の召還を進言。明帝、公孫淵を滅ぼした司馬懿に手詔を發し、召還を命令。	『三国志』 劉放伝注所引『世語』、『晋書』 宣帝紀
高貴郷公	鍾会の母が甘露二年（257年）二月に病死し、その葬儀の際、手詔によって大將軍司馬昭に厚く贈贈を加えるよう命令。	『三国志』 鍾会伝注	
西晋	武帝	山濤が尚書左丞の白褒の劾奏を受けた際、手詔によって白褒の劾奏を意に介せず、職務を続けるよう山濤を説得。	『晋書』 山濤伝
		私意によって人材を推挙しているという山濤への批判を聞き、手詔によって才能に基づいて選定するよう山濤に戒告。	『晋書』 山濤伝
		尚書令衛瓘の上奏文に「濤以微苦、久不視職。手詔煩煩、猶未順旨……」とある。	『晋書』 山濤伝
		太康年間（280～290）の初め、山濤を尚書右僕射・散騎常侍に任命するが、山濤は老疾を理由に固辞。手詔によって慰留。	『晋書』 山濤伝
		外戚の羊琇が死去し、手詔によって輔国大將軍、開府儀同三司を贈り、東園の秘器、朝服一襲、錢三〇万、布一〇〇匹を下賜。	『晋書』 外戚伝
		災異を理由に辞職を願う魏舒に対し、手詔をもって職務に精励するよう説得。	『晋書』 魏舒伝
		太康年間末、武帝が病から一時的に回復したことを朝臣が祝った際、華嶠が諫言を行う。武帝、手詔をもってこれに答える。	『晋書』 華表伝附華嶠伝

た石鑿と張劭に、陵墓にいる兵を率いて汝南王亮を討伐しよう命じたのである（しかし、このときは石鑿が手詔を保持したまま待機し、汝南王亮が許昌に赴任したため、戦闘は発生せず、事なきを得た<sup>⑧</sup>）。このように、恵帝の即位直後においては、皇后（皇太后）・外戚によって手詔による政敵の排除・討伐などが行われていたのである。これらの皇后（皇太后）・外戚の行動に、恵帝が積極的に関与したとは考えがたいが、基本的には手詔が用いられたのであり、筆者はこの点を重視したい。

ところで、富谷至氏は青紙の詔（手詔）について、断罪・誅殺など、重大な内容を持ち、それゆえに皇帝直筆の詔という形がとられたと主張する<sup>⑨</sup>。確かに、一連の政変において手詔は氏の言う用途から使用された。しかし本来手詔に、こうした用途があつたのであろうか。表一は曹魏から西晋武帝期にかけての手詔の用例をまとめたものであるが、ここから判明するように、朝臣に対する訓戒・説得などの用途から用いられることが多く、少なくとも討伐の目的から手詔が利用された例は確認できない。特に武帝期における手詔の使用例に注目すると、羊琇への贈官以外は、全て特定の朝臣に対する訓示・説得などのために発せられているのであり、手詔がそもそも皇帝自身の筆による詔であることや、武帝と手詔を受ける朝臣の二者間のやりとりにとどまっていることを踏まえると、手詔というものが、純粹な公文書ではなく、私信としての性格をも有していたように思われる。

しかし一方では曹魏において危篤状態の明帝が、中書監劉放に強制されて手詔を作成し、それにより燕王宇らを免官したという例がある。こうして見ると、手詔が朝臣の免官や討伐に使われるのは、皇帝が政務をとることが困難な状態にあるとき（もしくは、皇帝に統治能力が欠如している場合）に限られることとなる。本来手詔にそのような用途はなかったが、この時期の皇后（皇太后）・外戚は、恵帝の無能をいいことに、手詔を利用して政敵の免官や討伐を行ったのであり、またこれによって、手詔の持つ権威や効力が格段に強化されることとなった。

祝・福原の両氏は、八王の乱における詔の利用や「矯詔」などから、強大な皇帝の権威を見出したが、一連の政変において賈后や楊太后・楊駿があくまで手詔を利用したことにも注意せねばならない。恵帝の治世の前半において実権を掌握

したのが、宗室諸王ではなく皇后(皇太后)・外戚であったのは、皇帝の権威の象徴であり、また命令文書としての実体を持つ本物の詔(特に皇帝直筆の手詔)を入手・利用しうる立場にあつたためであろう。それゆえ、この時期は惠帝の無形の権威だけではなく、臣下に命令を下すという政治的役割も、依然として重視されていたのである。<sup>④</sup>とはいえ、本来極めて限定的な用途から使用されていた手詔を、皇后(皇太后)・外戚が実権掌握・政敵排除を目的として、軍の動員に利用したことが、詔(手詔)の性質を変化させたことにも注目する必要がある。

- ① 『晋書』卷四〇 楊駿伝、『資治通鑑』卷八二 元康元年正月条参照。
- ② 『晋書』卷三一 后妃伝上 武悼楊皇后条参照。
- ③ 『晋書』卷四 惠帝紀 永平元年三月条、卷三六 衛瓘伝、卷五九 汝南王亮伝参照。
- ④ 『晋書』卷五九 楚王瑋伝、『太平御覽』卷五九三所引王隱『晋書』参照。
- ⑤ 八王の乱における中央軍の動向については、張金龍「八王之乱与禁衛軍権」(『史学月刊』二〇〇三—四、同氏著『魏晋南北朝禁衛武官制度研究』中華書局、二〇〇四年、上冊二六七—三〇〇頁)参照。
- ⑥ 『唐律疏議』詐欺律には「諸詐爲制書及増減者、絞(注・口詐伝及口増減、亦是也)」とあり、唐律では、「増減」・「口増減」も「詐爲制書」・「口詐伝」と同等に罰せられた。
- ⑦ 祝総斌「『八王之乱』爆發原因試探」(前掲)参照。
- ⑧ 福原啓郎「西晋代宗室諸王の特質」(前掲)参照。
- ⑨ 中村圭爾「三國兩晋における文書『啓』の成立と展開」(『古代文化』五一—一〇、一九九九年)参照。
- ⑩ 富谷至「木簡・竹簡の語る中国古代——書記の文化史——」(岩波書店、二〇〇三年)二〇〇—二〇三頁、『文書行政の漢帝國——木簡・竹簡の時代——』(名古屋大学出版会、二〇一〇年)二五—二八頁参照。
- ⑪ 福原啓郎「西晋代宗室諸王の特質」(前掲)参照。
- ⑫ 『晋書』卷四四 石鑿伝参照。
- ⑬ 富谷至「木簡・竹簡の語る中国古代」(前掲)二〇三頁参照。
- ⑭ 権威が他者に利用されるという例は、皇帝だけでなく、宗室諸王のケースもあったのであり、前述の岐盛・公孫宏が楚王瑋の命と偽つて賈后に汝南王亮・衛瓘を讒訴したことがそれに相当する。また楚王瑋が軍の動員に自らの手令を用いたように、宗室諸王の手令も直筆であるがゆえの特別な効力を有していた可能性もある。

## 第二章 元康年間の政治

賈后が楚王瑋を処刑した後、新たな政権が構築されるが、この政権はどのような人々によつて担われたのであろうか。元康元年(二九一年)六月から永興元年(三〇〇年)四月にかけての、中央政府の高官を表に整理すると、表二のようにな

表二 元康元年（291年）～永康元年（300年）主要官俵

官職	就任者
太尉	石鑿（291～294）、隴西王泰（294～299）
司徒	王渾（291～297）、王戎（297～300）
司空	隴西王泰（291～294）、下邳王晃（294～296）、張華（296～300）
車騎將軍	下邳王晃（291～294）、趙王倫（296～300）
衛將軍	楚王瑋（291）、梁王彤（291～296）、郭彰（296～297）
上軍大將軍	樂安王鑿（292～298）
尚書令	下邳王晃（291～296）、隴西王泰（296～299）、王衍（299～300）
尚書左僕射	王戎（僕射、291～297）、何劭（僕射、297～300）
尚書右僕射	東海王越（292～295）、裴頠（299～300）
中書監	張華（291～296）
中書令	王戎（291）、裴楷（291～294）、陳準（295～300）
侍中（加官としての侍中は除く）	賈模（291～299）、裴頠（291～299）、東海王越（296～300）、樂広（297～298）、苟藩（297～298）、賈謐（298～300）

※万斯同『晋将相大臣年表』をもとに作成。

※括弧内数字は在職年次（西暦）。

る。元康年間（二九一～二九九）の政治は、主としてこうした中央政府の高官によって行われていた。このような顔ぶれの中で、如何にして政策決定がなされたか、また、賈后が如何にして自己の意志を政策決定に反映させたか、これらの問題を考察する必要がある。

当時においては、表二に掲げたような朝臣が参加する朝議が、政治において重要な役割を担っていた。例えば、元康六年（二九六年）八月に氏族の酋長齊万年が皇帝を称し、反乱を起こしたが、そのきっかけを作った趙王倫について、『文選』卷二〇 潘安仁（潘岳）『関中詩』李善注所引傳暢『晋諸公讚』に、

司馬倫、字は子彝、咸熙（寧）中、趙王に封ぜられ、征西・仮節・都督雍梁晋諸軍事に進む。倫羌の大酋数十人を誅し、胡遂に反す。朝議、倫を召還す。

とあるように、朝議によって趙王倫の召還が決定された。

また同じく『関中詩』李善注所引朱鳳『晋書』に、

倫兵三万もて往きて齊万年を平げんことを請うも、朝議許さず。

とあるように、召還された後、趙王倫は三万人の兵を率い

て齊万年の討伐を要請したが、これも朝議の決定により許可が下りなかった<sup>①</sup>。また、中書・侍中や尚書などの諸官も、當時においては政治の中核であった<sup>②</sup>。

これらの要職には、賈後の信任厚い朝臣が就任し、前述の通り、福原啓郎氏は彼らの献身的な政治の結果、政治が安定したとするが<sup>④</sup>、当時は賈后との関係が良好であったからといって、必ずしも榮達できたわけではなく、また賈后より信頼されていた朝臣が、賈后に対して必ずしも忠実ではない点も見られる。『晋書』卷五九 趙王倫伝に、

（倫）深く賈・郭に交わり、中宮に諂事し、大いに賈後の親信する所と為る。録尚書を求むるも、張華・裴頠固執して不可とす。又尚書令を求むるも、華・頠復た許さず。

とあり、賈后に取り入り、その信頼を得た趙王倫は、録尚書事・尚書令を求めたが、ともに張華・裴頠の拒絶に遭い、斥けられている。『晋書』卷三五 裴秀伝附裴頠伝には、

頠 深く賈後の乱政を慮り、司空張華・侍中賈模と之を廢して謝淑妃を立てんことを議す。華・模皆な曰く、「帝に廢黜の意無く、若し吾等専ら之を行えば、上の心以て是と為さず。且つ諸王方剛、朋党異議し、禍い機を發するが如く、身死して国危うく、社稷に益無きを恐る」と。頠曰く、「誠に公の慮の如し。但し昏虐の人、忌憚する所無く、乱立ちて待つべし、將に之を如何せん」と。華曰く、「卿二人猶お且く信ぜられ、然して左右の為に禍福の戒を陳ぶるに勤め、大悖無きを冀う。幸いに天下尚お安んじ、優游として歳を卒うるを庶う」と。此の謀遂に寝む。

とあり、張華・賈模・裴頠の間で賈后廢立と謝淑妃（謝玖、愍懷太子を生母）の皇后擁立が話し合われている（張華と賈模はこれに反対する<sup>⑤</sup>）。このうちの裴頠は、賈氏と姻戚関係にあり、賈后より信任されながら、賈后と関係を悪化させていた愍懷太子の保護につとめた人物である。裴頠は惠帝に「啓」して東宮の警護兵（太子衛率麾下の兵）を、それまでの三衛から四衛に増員させ<sup>⑥</sup>、また賈後の母である広城君（郭槐）に、愍懷太子を手厚く遇するよう、賈后に説得させるなどして、賈后が愍懷太子に危害を加えることを防いでいたのである<sup>⑦</sup>。なお、元康年間（二九一―三〇〇）において、皇太子であった愍

懷太子は、度々反賈后派より、クーデターを勧められていた。中護軍の趙俊（趙浚）は、後宮における賈后の腹心趙粲の叔父であったが、愍懷太子に賈后を廢することを進言しており、また太子左衛率の劉下は、当時司空であった張華に、愍懷太子を録尚書事とし、その上で賈后を廢し、金墉城に幽閉するよう提案した。このように、当時の朝廷においては、反賈后派が少なからず存在していたのである。

ここまで、朝議や中書・侍中などの諸官が国政において重要な役割を果たし、また当時の朝廷においては、反賈后派が存在していたことを指摘した。となると、このような状況の中で賈后が如何にして主導権を掌握し得たか、という疑問が生ずる。次に、賈后の政治手法の詳細を確認したい。賈后の政治手法は、主に二種類ある。

第一には、外戚・宦官の重用や密偵の利用である。賈后の体制を支えた者として、外戚である賈模・賈謐などが挙げられる。賈模は元康年間において侍中の職にあつた人物であるが、『晋書』卷四〇の本伝に、

模乃ち心を尽くして匡弼し、張華・裴頠を推して心を同じくして輔政せしむ。……然れども模潜かに權勢を執り、外形は之を遠ざけんと欲し、賈后に啓奏する事有る毎に、入りて輒ち急を取り、或いは疾に託して以て之を避く。……但し賈后性甚だ強暴にして、模毎に言を尽くして為に禍福を陳ぶるも、后従う能わず、反つて模己を毀ると謂う。是に於いて委任の情日に衰え、而して讒間の徒遂に進む。

とあつて、外戚として權勢を振るっていたが、賈后を諫めてもおり、それゆえに晩年は賈后の不興を買い、その信賴も薄らいでいくようになった。一方の賈謐はもと賈后の妹の賈午とその夫韓寿の子であるが、賈充の子賈黎民（既に死去）の「養子」となり、太康三年（二八二年）の賈充の死後、賈充の後嗣となつた人物である。賈謐は、散騎常侍・後軍將軍・秘書監（掌国史）・侍中（領秘書監）というように、要職を歴任する。さらに石崇・潘岳といった貴族はこれにおもねり、彼らは「二十四友」と呼ばれるようになる。賈謐らは自己に都合の悪い人物を、賈后の權限を利用して左遷という形で排除することもあつた。例えば、皇弟である成都王穎は、愍懷太子と碁を打っていた賈謐に対し、その無礼さを叱責し

たことから賈謐に恐れられ、賈謐が賈后に告げたため、平北將軍として鄴に出鎮させられた<sup>12)</sup>。この他、最初のクーデターにおいて、賈后が宦官董猛を利用したことは既に述べたが、この董猛はクーデター後、武安侯に封ぜられ、三人の兄も亭侯となった<sup>13)</sup>。また董猛は元康年間においては中常侍となり、この後も賈后の腹心として振る舞ったらしい（具体的な活動については後述する）。また賈后が密偵を利用し、外界の動静をうかがっていたことにも注目される。『晋書』卷三一 后妃伝上 惠賈皇后条に、元康九年（二九九年）の愍懷太子廢嫡後のこととして、

太子の廢黜せらるるに及び、趙王倫・孫秀等 衆怨に困りて謀りて后を廢せんと欲す。后数しば宮婢を遣わして微服もて人間に於いて視聽せしめ、其の謀頗る泄る。

とあり、趙王倫・孫秀は、当時賈后を廢することをはかっていたのであるが、その陰謀は、賈后により、身分を偽り外界に放たれていた後宮の奴隸（宮婢）に察知された。また前述の太子左衛率劉下が張華へクーデターと愍懷太子の擁立を進言した際にも、これが密偵の耳に入り、結果、劉下は輕車將軍・雍州刺史として、左遷されることとなったのである<sup>14)</sup>。當時賈后に反発する輿論は、そのほとんどが愍懷太子と結びついている<sup>15)</sup>。そもそも賈后は愍懷太子の生母ではなく、生母は前述の通り謝淑妃であった。さらに愍懷太子と賈后は不仲であり、恐らくはそれゆえに反賈后の輿論が愍懷太子支持の方向に向かったのであろう。さきに紹介したように、裴頠・張華・賈模の間で賈后廢位と謝淑妃擁立が話し合われているが、謝淑妃は愍懷太子の生母であるため、ここで賈后に代わる皇后の候補に選ばれたと思われる。賈后が外界の情報収集や監視に熱心であったのには、こうした背景がある。

第二には、詔の伝達の管理である。賈后は永康元年（三〇〇年）四月、趙王倫のクーデターによつて廢されるが、そのときのことについて、『晋書』卷三一 后妃伝上 惠賈皇后条に、

趙王倫乃ち兵を率いて宮に入り、翊軍校尉齊王冏をして殿に入りて后を廢せしむ。……后驚きて曰く、「卿何為れぞ来るか」と。冏曰く、「詔有りて后を収めん」と。后曰く、「詔當に我より出づるべし、何ぞ詔なるか」と。

とあり、賈后が「詔当に我より出づるべし」と言っていることから、当時、基本的に詔は賈后を経由して出されたことが、ここから推察される。賈后は詔（手詔）の伝達を管理することで、その体制を運営していたのであろう。西晋における詔の重要性は、さきの楊氏専権体制についても同様に指摘できる。『晋書』卷四〇 楊駿伝に、

凡そ詔命有らば、帝省訖わり、入りて太后に呈し、然る後に乃ち出づ。

とあるように、詔を発するに際しては、楊太后を経由していたのであり、既に述べたように、楊太后と楊駿は恵帝の手詔を利用して政敵の討伐をはかったこともある。詔の伝達の経由、手詔を利用した政敵の討伐という政治手法は共通しており、かつて楊太后・楊駿が用いたこのような手法を、賈后が手本にしていたとも考えられよう。

このように、外戚・宦官の重用と密偵の利用や、詔の伝達の管理が、元康年間における、賈後の権勢の源泉となったのであるが、実際の政策決定プロセスにおいて、張華・裴頠らの朝臣と、賈后が対立した場合、その決着はどのような形であったのであろうか。『晋書』やその他の史料には、この問題を解き明かすのに必要な記述に乏しいのであるが、ひとまず、元康九年（二九九年）の愍懷太子廢嫡を材料として、この問題を解明したい。

元康九年一二月、愍懷太子の長子彪が病に伏し、太子は彪のために王爵を求めたが許されず、彪の病が篤くなると、太子は祈禱を行った。これを聞いた賈后は、恵帝の体調が悪化したと偽り、愍懷太子を呼びつけて入朝させた。愍懷太子は入朝したが、賈后は会わず、別室に太子を招き入れた。そして婢の陳舞を別室に遣わし太子に酒と棗を賜い、無理やり太子に飲ませて泥酔させる。さらに黃門侍郎の潘岳の手による、愍懷太子のクーデターを暗示する祈禱文の草稿と紙・筆を、小婢の承福を遣わして愍懷太子に届けさせ、泥酔した太子に、祈禱文の草稿の内容を紙に写させた。酔いからいっこうに覚めない愍懷太子は半分ほどしか写せなかったが、残りの部分は補筆され、賈后はこれを恵帝に渡した。愍懷太子の祈禱文を受けた恵帝は式乾殿に行幸し、さらに朝臣を召集し、当時黃門令であった董猛に愍懷太子の書いた祈禱文と青紙の詔を示し「適（愍懷太子の名）の書此くの如し、今死を賜らん」と宣告させた。それに対する朝臣の意見はほとんどなかつ



たが、張華・裴頠の二人だけは、異論を提示した。賈后は董猛に、長広公主の言葉と偽って、「事は宜しく速やかに決すべし。而れども群臣各おの同じならざる有り、若し詔に従わざる有らば、宜しく軍法を以て事に従うべし」と惠帝にむけて進言させる。議論は日没まで続いたが決めることはなく、クーデターの発生を恐れた賈后は、愍懷太子を廃して庶人とするよう上表し、詔によってこれが裁可された。愍懷太子は庶人におとされ、妃の王氏や三人の子とともに金墉城に送られ、幽閉された。<sup>⑦</sup>

以上の廢太子までの経緯にはさまざまな特徴があるが、それは主に①廢太子に先立ち、愍懷太子直筆のクーデターを示唆する祈禱文が用意されたこと、②式乾殿における愍懷太子の廢嫡と死刑の宣告に際し、黄門令（宦官）董猛が主導的な役割を果たしたこと、③宣告がされた直後、朝臣の多くはこれを黙認したが、張華・裴頠の二人は、これへの反対の姿勢を示したこと、④議事が長引き、クーデターの発生を恐れた賈后が、あらかじめ愍懷太子を廃して庶人におとすよう上表し、それが詔によって裁可されたこと、の四点に整理できよう。以下、これらの特徴を個別に分析したい。

まず①に関して、この祈禱文は、その後の廢太子の経緯を見てもわかるように、愍懷太子を廢するための口実や物的証拠として用意されたものである。賈后はクーデターを示唆する祈禱文を愍懷太子自身に書かせるために、あらかじめ酒を飲ませて泥酔させたのであるが、逆にそれゆえに愍懷太子は草稿の半分しか書き写せず、残りを補筆せざるを得なかった。このような強引さはあるものの、賈后が極力愍懷太子の直筆の祈禱文を手に入れようとしたことは注目に値する。なお愍懷太子は金墉城に幽閉された後の永康元年（三〇〇年）正月、さらに許昌へ送られ、そこでも幽閉されることとなるのであるが、その決定がなされたときのこととして、『晋書』卷五三 愍懷太子伝には、

明年正月、賈后又黄門をして自首せしめ、太子と逆を為さんと欲す。詔して黄門の首辞を以て公卿に班示す。

とあり、賈后は黄門を愍懷太子とともに反逆をはかったとして自首させ、その「首辞（自供書）」を公卿に示し、太子を許昌に送るための証拠としたのである。黄門が愍懷太子と反逆をはかったとし、その容疑をもって自首させたこと自体は、

賈后による陰謀・捏造に違いないのであるが、あらかじめ黄門の自供書が用意されたのであり、ここでも、賈后は証拠を提示することによって、公卿への同意を求めたのである。

②の董猛に関しては、前述の通り、賈后の信任厚い宦官であり、惠帝即位直後のクーデターにも積極的に賈后に協力したのである。また張華・裴頠から異論が出た後、董猛は長広公主の言葉と偽り、詔に従わない者は軍法によって処分するよう惠帝に進言しており、少なくとも、賈后の委託を受けた宦官董猛が、この会議を主導する役割を担っていたことはうかがえる。賈后自身に朝議や式乾殿会議のような場への出席資格があったとは思われないため、董猛が朝議・会議と賈后を繋ぐパイプ役であったことになる。なおここで董猛が愍懷太子の祈禱文とともに、青紙の詔（惠帝直筆の詔）を出したことにも注目したい。既に述べたように、賈后は詔の伝達を実質的に管理しており、この青紙の詔の内容も、賈后の意向に沿うものであったことは、容易に推察される。

審議をこのように進めようとする董猛を遮り、張華・裴頠は慎重論を提示する③。張華と裴頠の二人の意見の具体的な内容は、式乾殿における議事の詳細を示す、『晋書』卷三六張華伝の以下の記述を見れば判明する。

帝の群臣に式乾殿に会するに及び、太子の手書を出し、徧く群臣に示し、敢えて言有る者莫し。惟だ華のみ諫めて曰く、「此れ國の大禍なり。漢武より以來、正嫡を廢黜する毎に、恒に喪乱に至る。且つ國家の天下を有すること日に浅く、願わくは陛下之を詳らかにせんことを」と。尚書左僕射裴頠以為えらく、「且しく先に書を伝うる者を檢校すべし。又太子の手書を比較するを請わん。然らざれば、詐妄有るを恐る」と。賈后乃ち内に太子の素の啓事十余紙を出し、衆人比べ視るも、亦た敢えて非を言う者無し。

式乾殿において愍懷太子直筆の祈禱文（太子の手書）が提示された際、まず張華は、前漢の武帝以來、廢太子は常に混乱の動機となり、かつ晋朝建国からまだ日が浅いことを理由に、惠帝にさらなる調査を要請した。張華の発言は、さほど特徴のないものであるが、注目すべきは一方の裴頠の発言である。裴頠は、愍懷太子の祈禱文を伝達した者の取り調べ

や、愍懷太子の筆跡照合を要請した。この要請に対して賈后は、愍懷太子が以前に書いた啓事十余枚を出し、衆人は筆跡の照合・鑑定を行った。ここでは愍懷太子の祈禱文が偽物であるとは結論づけられなかったようではあるが、前述の通り、祈禱文の半分は他人の補筆によるもので、精査すればそのことも判明したはずである。しかし「敢えて非を言う者無し」とあるように、その場にあった衆人は筆跡の真偽に疑問を抱きつつも発言はしなかったのであり、これは密偵の監視などによる、賈後の圧力が作用したためであろう。とはいえ、真偽の疑わしい文書（特に政治の重要問題に関する文書）に関しては、確認のために筆跡の照合・鑑定が朝臣によって行われていたことが、ここからうかがえるのである。

裴頠・張華の抵抗により、賈后は讓歩し、あらためて惠帝に上表して、愍懷太子を処刑せず、庶人におとすよう要請し、惠帝がそれを裁可したことで、一応、会議は収束した④。賈后が讓歩するに至ったのは、議論が長引くことによるクーデターの発生を恐れ、また張華・裴頠の意志が強固であるとして取ったためであるが、廢太子の決定は、賈后の上奏と、それに対する惠帝の詔による裁可によってなされたのであり、賈后が独断で行ったわけではない。ここに至っても、賈后は形式的ながらも、惠帝自身の決定を重視した。

以上の式乾殿における張華・裴頠らの朝臣と賈后・董猛の応酬は、この時期の政治の実態を知る上で貴重な材料なのであるが、もつとも、これは廢太子という重大事に関するものであって、一般の政治において常時このような手続きがなされたとは考えがたい。しかしながら、これによって当時における賈后と張華・裴頠らの朝臣との関係やそれぞれの立場を確認することは可能であろう。同時に注目されるのが、青紙の詔（手詔）や愍懷太子の祈禱文などの文書である。

まず式乾殿の会議に先立ち用意された愍懷太子の祈禱文について、廢太子に先立ってこのような証拠の用意が必要であったということは、賈后が何らの根拠もなく一方的・独裁的に愍懷太子を処断しえなかったことを示している。廢太子は国事の重要問題であり、また愍懷太子が衆望を集めていたために、このような手続きがとられたのである。賈后は愍懷太子の殺害を決意するに先立ち、愍懷太子の短所を世間に広めているが、これは愍懷太子と輿論の関係を、賈后が意識し

ていたことを示す。既に述べたように、朝廷内の反賈后派の中には、愍懷太子にクーデターを勧めている者もあり、愍懷太子と反賈后の輿論が様々な形で結びついていたのである。こうした状況を踏まえた上で、賈后が愍懷太子を処断しようとする場合、先にこうした輿論と愍懷太子との結びつきを分断せねばならず、また輿論に自らの所業の正当性を認識させるために、証拠が必要となったのである。賈后があくまで証拠となる祈禱文が愍懷太子直筆のものであることにこだわったのは、こうした事情によるのであり、逆に式乾殿の会議における張華・裴頠の行動は、当時の輿論を代弁するものであった。また賈后が詔（特に手詔）を重んじたことにも注意せねばならない。前章で論じたように、恵帝即位直後に連続して発生した政変に際し、賈后やその私党は常に正式の詔を手に入れることで、成功に導いている。賈后による施政が本格化した後も、引き続き詔は重要視された。式乾殿の会議においても、董猛に青紙の詔（手詔）を持たせることで、会議を有利に進めようとしたのである。

この体制は、決して賈后による絶対的な支配体制であったのではなく、張華・裴頠といった朝臣や、自らに反発しがちな輿論の、それぞれの動向を意識しつつ、外戚・宦官を重用し、また詔の傳達を管理することで生ずる、賈后の相対的優位に根ざしたものであったのである。恵帝の権威は、賈后の優位を作り上げるために必要な要素であった。当時の政治は、表面的には詔（手詔）や朝議における恵帝の裁可など、全て恵帝による命令・決定という形をとっていたのであり、賈后は政策決定プロセスにおいて、常にこの形式を守り続けなければならなかったのである。こうした政治の特徴は、後漢代の外戚政治と比較すればより明確となる。後漢の外戚権威は、基本的に皇太后の臨朝称制に依拠していたが、西晋においては、まず楊太后は臨朝称制せず、恵帝の詔の傳達を管理し、また手詔を利用した。この点は賈后も同様であるが、賈后はそもそも皇太后ではなく、また楊駿のような、大臣を務められるほどの年齢の、十分な政治経験を積んだ、有力な外戚を欠いていた。楊太后・楊駿・賈后のそれぞれの政治は全て恵帝の権威に依拠せねばならなかったのである（こうしたことは、無論恵帝が既に成年であったことも一因である）。特に賈后は、朝廷の反賈后派に対する優位を示さねばならず、また楊

駿のような有力外戚がなかったために、楊氏の体制に比して、それへの依存度を一層強めたのである。

- ① 西晋元康年間における朝議については、他に『晋書』卷二二〇李特載記参照。なお六朝期の朝議については、渡辺信一郎『天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼——』（柏書房、一九九六年）三五—四二、六五—八七頁参照。
- ② 祝斌斌『兩漢魏晋南北朝宰相制度研究』（中国社会科学出版社、一九九〇年）一七五—一八八、二八三—二九一、三三七—三四三頁、村圭爾『三国両晋における文書「啓」の成立と展開』（前掲）参照。
- ③ 例えば張華は、籌策があり、謙虚で衆心を集めていたことなどを理由に、賈后・賈謐より信頼され、さらに裴頠の推薦もあって要職に就いた。『晋書』卷三六、張華伝参照。
- ④ 福原啓郎『西晋の武帝 司馬炎』（前掲）二〇九—二一〇頁参照。
- ⑤ ただし『晋書』卷三一 后妃伝上 惠賈皇后条には「模知后凶暴、恐禍及己、乃与裴頠・王衍謀廢之、衍悔而謀殺」とあり、賈模は裴頠らとともに、賈后を廢することをはかつたことにされている。
- ⑥ 『晋書』卷三五 裴秀伝附裴頠伝「頠以賈后不悅太子、抗表請增崇太子所生謝淑妃位号、仍啓增置後衛率吏、給三千兵、於是東宮宿衛万人」。なお東宮衛率について、『晋書』卷二四 職官志 太子左右衛率条には「泰始五年、（二六九年）、分為左右、各領一軍。惠帝時、愍懷太子在東宮、又加前後二率」とあり、同時に前後の二衛率が置かれたように書かれているが、『唐六典』卷二六 太子左右衛率府条の注には、「太始五年、分為左右二率、惠帝為太子、加置前衛率、愍懷在東宮、又加後衛率、故元康之中、凡四衛率」とある。
- ⑦ 『晋書』卷三五 裴秀伝附裴頠伝参照。
- ⑧ 『晋書』卷五三 愍懷太子伝参照。
- ⑨ 『晋書』卷三六 張華伝参照。
- ⑩ 『晋書』卷四〇 賈充伝附賈謐伝参照。
- ⑪ 「二十四友」については、福原啓郎「賈謐の二十四友をめぐる二三の問題」（『六朝學術学会報』一〇、二〇〇九年）参照。福原氏は、「二十四友」と賈謐の關係について、私党や門生故吏關係ではなく、あくまでも「友」という対等な關係であったとする。
- ⑫ 『晋書』卷四〇 賈充伝附賈謐伝、卷五九 成都王穎伝参照。
- ⑬ 『晋書』卷三一 后妃伝上 惠賈皇后条参照。
- ⑭ 『晋書』卷二四 職官志参照。
- ⑮ 『晋書』卷三六 張華伝附劉下伝参照。
- ⑯ 輿論については、福原啓郎「八王の乱の本質」（前掲）参照。
- ⑰ 『晋書』卷五三 愍懷太子伝、「資治通鑑」卷八三 元康九年二月条参照。
- ⑱ 長広公主はかつて齊王攸の掃藩に際し、常山公主とともに武帝を泣いて諫めた（『晋書』卷四二 王渾伝附王濟伝）。このように、私的な範圍ではあるが、公主も政治に対して発言することがあったのであり、董猛の行動はそれを踏まえたものと思われる。
- ⑲ 『晋書』卷三六 張華伝参照。
- ⑳ 『晋書』卷五三 愍懷太子伝参照。
- ㉑ 渡邊義浩「後漢時代の外戚について」（『史叢』五、一九九〇年、同氏著『後漢國家の支配と儒教』雄山閣出版、一九九五年、二七一—二二五頁（第五章「外戚」）、富田健之「後漢前半期における皇帝支配と尚書体制」（『東洋學報』八一—八四、二〇〇〇年）参照。なお後漢の皇太后臨朝稱制については、谷口やすよ「漢代の太后臨朝」（『歴史評論』三五九、一九八〇年）、岡安勇「漢魏時代の皇太后」（『法政史學』三五、一九八三年）参照。

### 第三章 賈後の死とその後の政局

賈後は前述の趙王倫によるクーデターによって倒される。愍懷太子廢嫡の後、かつて東宮に給事していた中央軍の左衛司馬督の司馬雅と常從督の許超は、太子の無罪を信じ、その復位を目論んでいたが、張華や裴頠に話を持ちかけたのでは謀略が実行されにくく、領右軍將軍の趙王倫であれば軍権を有し、性格も貪欲であり、謀略が成功しやすいと判断し、殿中中郎の士猗とともに趙王倫の側近である孫秀に相談を持ちかけた。これを納れた孫秀は、趙王倫に報告し、倫もこれを承諾する。そして趙王倫は通事令史張林・省事張衡・殿中侍御史殷渾・右衛司馬督路始に告げ、内応するよう取りはからった。しかし、寸前になり孫秀は趙王倫に、倫が当時賈後の私党と見られていたこと、愍懷太子が復位しても倫の功が報われないことを理由として、まず賈後に愍懷太子を殺害させ、その上で賈后を廢するよう提案した。趙王倫はこれに従い、孫秀は謀略を故意に賈謐らに流し、さらに賈謐に早急に太子を殺害するよう勧めた<sup>①</sup>。そして永康元年(三〇〇年)三月、賈後は黃門(宦官)孫慮を許昌に派遣し、既に廢されていた愍懷太子を殺害させたのである<sup>②</sup>。この後、趙王倫・孫秀はいよいよクーデターを実行することになるが、その詳しい経緯は次の通りである。

趙王倫の腹心である孫秀は、中央軍の右衛飲飛督閻和をクーデターに誘い、永康元年四月三日、クーデター決行の合図の太鼓を鳴らす。そして趙王倫は「矯詔」により、中央軍の三部司馬に、「中宮 賈謐等と吾が太子を殺し、今車騎をして入りて中宮を廢せしむ。汝等皆な当に命に従うべし、爵関中侯を賜わん。従わざれば、三族を誅せん」と命じ、洛陽の「衆」はこれに従った。趙王倫はさらに「矯詔」によって門を開け、翊軍校尉の齊王罔に命じて三部司馬一〇〇人を率いて突入させた。華林令駱休の内応により、東堂にて趙王倫は惠帝を迎え入れることに成功する。趙王倫はそのまま賈后を廢して庶人におとし、建始殿に幽閉する。その後、尚書に「詔」が下り、外戚の賈謐が逮捕される。さらに中書監・侍

中・黄門侍郎・尚書八坐を召した上で、張華・裴頠・解結・杜斌らを逮捕し、殿前においてこれらを処刑した。尚書は詔に偽りがあるものと疑い、尚書郎の師景が露版をもって手詔を要請したが、趙王倫はこれを殺害する。倫は尚書の和郁に命じ、賈后を金墉城に護送させた上で、「矯詔」により尚書の劉弘らに毒入りの酒を届けさせ、賈后に死を賜った。さらに趙王倫は「矯詔」により自ら使持節・大都督・督中外諸軍事・相国に就任し、相国府に左右長史・司馬・從事中郎四人・參軍一〇人・掾属二〇人・兵一万人を配属させ、専権体制を構築した。<sup>③</sup>

以上は主に『晋書』巻五九 趙王倫伝に基づいて整理した賈后の失脚・殺害と趙王倫台頭の経緯である。ここから判明するように、趙王倫は重要局面において「矯詔」を行ったとされているが、一連の「矯詔」の実態は、果たしてどのようなものであったのだろうか。

前掲の『晋書』后妃伝上 惠賈皇后条にある通り、翊軍校尉齊王冏が「詔」を携えて賈后の身柄の拘束に向かった際、賈后は「詔当に我より出づるべし、何ぞ詔なるか」と齊王冏に問いただしている。また尚書は詔の真偽を疑い、尚書郎の師景に手詔を要請させたが、その目的は、手詔によって惠帝の真意を知ることか、もしくは手詔と趙王倫の携えた詔の筆跡照合の、どちらかであったのであろう。しかし趙王倫は師景を殺害することで、尚書の要請を封じている。これらの賈后の発言や趙王倫の行動から、少なくとも師景の殺害に至るまでに使われた詔のなかには偽物があつたと推察される。かつて賈后が惠帝の即位直後のクーデターに際し、極力本物の詔（惠帝直筆の手詔）や惠帝による承認などを利用しようとしたのに対し、趙王倫は詔の真偽や惠帝の意思をほとんど考慮することなく、賈后の廃位を成功させたのである。<sup>④</sup>

では、その後の趙王倫の施政において、詔はどのように扱われたのであろうか。趙王倫によるクーデターの四か月後の永康元年（三〇〇年）八月、皇弟である淮南王允は趙王倫に対して兵を挙げるが、そのきっかけとなったのが詔であった。

倫既に篡逆の志有り、允陰かに之を知り、疾と称して朝せず、密かに死士を養ひ、潜かに倫を誅するを謀る。倫甚だ之を憚り、転じて太尉と為し、外に優崇を示すも、実に其の兵を奪うなり。允疾と称して拝せず。倫御史を遣わして允に逼り官属以下を収め、劾

するに大逆を以てす。允悲り、詔を視れば、乃ち孫秀の手書なり。〔晋書〕卷六四 武十三王伝 淮南王允条)

趙王倫は自身の誅殺をはかる淮南王允に対し、御史を派遣して大逆の罪をもって弾劾するが、その詔を見た淮南王允は、それが趙王倫の属僚である孫秀の筆跡であることを看破し、この直後、クーデターに踏み切ることとなる。この場合、淮南王允のクーデター決行の直接的な動機となったのは、御史の携えてきた詔が孫秀の手によることを、淮南王允が看破したことであるが、ここから、当時孫秀が詔の作成を行っていたことが判明する。しかも孫秀は、当期中書監・中書令等の官職になく、またこれらの官職は詔の起草であつて、詔自体の浄書まで行つていたとは思われない。⑥ いずれにせよ、これは孫秀による詔の偽造と判断される。

詔の真偽に対するこうした姿勢は、趙王倫・孫秀に限つて見られることではない。前述の通り、淮南王允は詔が孫秀の手によるものであることを看破した後、挙兵して趙王倫の打倒をはかった。淮南王允は淮南国兵と中護軍麾下の帳下兵を率いて趙王倫の相国府を包囲する。さらに淮南王允のこの行為に、当時相国府のあつた東宮にて、太子左衛率の陳徽が呼応する。⑦ このように、淮南王允が挙兵を開始した直後は内外から攻撃を被り、絶体絶命の状況にあつた趙王倫であつた。しかし、当時侍中として門下省にあつた汝陰王虔(趙王倫の子)が、私党である司馬督護伏胤に騎兵四〇〇人を与えて宮中から淮南王允のもとへ派遣し、伏胤が空版(詔が書かれていない版)⑧ を掲げ、「詔有りて淮南王允を助けん」と言うのと、淮南王允は陣を開き伏胤を迎え入れ、車から降り詔を受ける姿勢をとつた。伏胤はそこで淮南王允を殺害し、反乱を平定した。⑨ このように、汝陰王虔と伏胤は、詔に仮託した空版によつて淮南王允の油断を誘い殺害し、クーデターを頓挫させたのである。

クーデターやその後の政治運営における趙王倫・孫秀・伏胤のそれぞれの行動から共通して確認できることは、詔をはじめとする文書の真偽・筆跡に対する彼らの関心の低さであり、賈后が楊駿・汝南王亮・衛瓘に対するクーデターやその後の施政にあたって恵帝の詔(手詔)を重要視し、また愍懷太子廢嫡に際しても、愍懷太子直筆の祈禱文を用意していた



のとはまったく対照的である。そもそも、最初のクーデターにおいて趙王倫が詔を偽造せざるを得なかったのは、賈后が詔の伝達を管理しており、惠帝の手詔を手に入れる機会がなかったためであろう。しかし、趙王倫がこうした手法を用いて賈后を廃位させたことは、詔の真偽や内容に關係なく、その權威のみを利用する傾向を生み、惠帝を實質的に傀儡にする立場にありながら、孫秀による詔の偽造や、伏胤による空版使用というように、その後も行われ続けたのである。彼らにとつて重要だったのは、青紙や空版のような、それが詔であることを示す道具や形態であったのであり、詔の内容や筆跡ではなかったのである。<sup>⑧</sup>

こうした現象は、直接的には趙王倫・孫秀らの詔に対する意識の結果として発生したのであるが、考えられるもう一つの要因として、政治の中心が、趙王倫の相国府のような、外部の公府・軍府に移行したことが挙げられる。賈后時代の政治は、前章で論じたように、詔の発令を管理する賈后や、張華・裴頠らの朝臣が参加する朝議、中書・侍中などの諸官によつて運営されていた。しかし、趙王倫はクーデターによつて賈后を打倒し、その後相国に就任し、東宮に相国府を開設した。<sup>⑨</sup>以後の政治においても、趙王倫の他、中央における齊王冏・長沙王乂、地方における成都王穎・河間王顥・東海王越のように、宗室諸王の公府・軍府が政治の中心となった。例えば齊王冏は、趙王倫を倒した後、大司馬となり、皇宮に匹敵する規模の大司馬府を築いて多数の人士を辟召し、入朝をほとんどしなかった。<sup>⑩</sup>かつて重要な役割を担った朝議などは、ここにおいてはその比重が小さくなったと考えられる。また『晋書』卷五九 齊王冏伝に、

殿中御史桓約事を奏し、先に冏の府を経ず、即ち之を考竟す。

とあり、大司馬府を経由せずに直接上奏した桓約が拷問されたことからわかるように、齊王冏は上奏を全て先に大司馬府に届けさせた。このような体制においては、皇帝が上奏を受けそれに対する裁可を下し、詔を発して臣下に命令するという政治上の手続きや、絶対的な權威というものが、体制にとつて副次的なものになっていたのである。趙王倫の相国時代、淮南王允の挙兵を、伏胤の空版によつて平定したのも、淮南王允の反乱が突発的に起こり、相国府を包囲され、趙

王倫に詔を入手する機会・手段が失われたためであつたと考えられる。公府・軍府が官中の外にあつたがために、このようなことがおこるのであり、外部に公府・軍府を構える宗室諸王の意志が詔という形で百官に伝えられるのが当時の体制の根幹である以上、趙王倫や孫秀らがその真偽に対する関心をなくしていくのも無理のないことであつた。しかし例えば淮南王允の挙兵のように、詔の偽造が看破された場合、それは新たな紛争を発生させる原因となりえたのである。

こうした趙王倫体制の欠陥は、趙王倫が永康二年（三〇一年）に皇帝に即位することにより克服されるはずであつた。しかし、『晋書』卷五九 趙王倫伝に、

倫の詔令、秀輒ち改革し、与奪する所有り、自ら青紙に書して詔と為し、或いは朝に行いて夕に改むる者は四たびを数え、百官の軼易は流るるが如し。

とあるように、趙王倫の即位後も孫秀は詔の改変を行い、また青紙に自ら書して詔（手詔）としたのである。そもそも倫は字を識らず、孫秀は文才をもつて倫の側近となつた。④⑤。そうである以上、倫に手詔の作成ができたとは思われず、孫秀がその代行をつとめざるを得なかつたという事情は確かにあつたろうが、同じく『晋書』趙王倫伝に、倫の相国時代のこととして、

倫素より庸下にして、智策無く、復た秀より制せられ、秀の威權 朝廷に振るひ、天下皆な秀に事えて倫に求むる無し。

とあることから、既に即位以前より実権は孫秀の手中にあつたことが判明する。そして倫の即位後においても、孫秀が倫の意向よりも自らの意志を優先させていたであろうことは、孫秀が倫の詔を「改革し」、「自ら青紙に書して詔と為し」たとする、さきの『晋書』趙王倫伝の記述からも確認できる。倫の相国時代において早くも実権を孫秀に握られていたという現状が、倫の即位後においても孫秀による詔の改変や手詔の偽造を継続させたのである。

孫秀による手詔の偽造には、もう一つの側面がある。孫秀は自ら作成した偽の手詔を利用して、「百官の軼易」を行うなど、一般政務にまで手詔の用途を拡大させた。これにより、外形的には皇帝個人が手詔を通じて行政機構内の構成員を

直接的に御しうる、手詔万能主義とも呼べる政治手法が確立されたことになる。しかし、そこで使用される手詔は、孫秀によって偽造されたものであり、この体制は実質的には倫の權威に依拠した、孫秀の独裁体制であった。しかも、孫秀はかつて詔の偽造によって淮南王允の拳兵という事態を招きながら、その後も同様の手法をとり続けていたのであり、このことは、偽造が発覚することのリスクについて、孫秀が一貫して注意を払ってこなかったことを示すであろう。元康年間  
の賈后は、輿論の動向を意識し、反対派に対する優位の確保を心がけており、そのために直筆の詔や文書を利用したのであるが、このときの孫秀は、そうしたことに對する配慮を一切行っておらず、この体制が輿論との兼ね合いを意識せず、遊離していたことが確認できる。輿論に對する賈后・孫秀の意識の差違は、詔やその他の文書の真偽に對する姿勢の相違から、直にうかがうことができるのである。

① 『晋書』卷五九 趙王倫伝、『資治通鑑』卷八三 永康元年三月条參照。

② 『晋書』卷五三 愍懷太子伝參照。なお『晋書』卷四 惠帝紀、卷五 三 愍懷太子伝はこれを賈后による「矯詔」の上での行動とするが、そもそもこのとき賈后は詔の伝達を実質的に管理できる立場にあり、あえて「矯詔」する理由がない。既に指摘したように、「晋書」においては、本物の詔を用いた賈后の行動を「矯詔」と表現する傾向がある（卷四 惠帝紀 永平元年三月条、同年六月条など）。

③ 『晋書』卷五九 趙王倫參照。

④ 趙王倫のクーデターの原動力としては、さきにも引用した『晋書』卷三一 后妃伝上 惠賈皇后条に、「及太子廢黜、趙王倫・孫秀等因衆怨謀欲廢后」とあるように、「衆怨」、すなわち賈后に對する輿論の反発があった。福原啓郎「八王の乱の本質」（前掲）參照。

⑤ 『晋書』卷五五 潘岳伝には、「及趙王倫輔政、秀為中書令、岳於省內謂秀曰、『孫令猶憶疇昔周旋不』。答曰、『中心藏之、何日忘之』。岳

於是自知不免」とあり、趙王倫の相國時代、孫秀は中書令であったことが判明する。しかし、『晋書』卷六四 武十三王伝 淮南王允条に、淮南王允の拳兵時のこととして、「……太子左率陳徽勸東宮兵鼓譟於內以応、允結陳於承華門前、弓弩齊發、射倫、飛矢雨下。……微兒淮時為中書令、遣麤騎虞幘以解圍」とあるように、當時の中書令は陳準（文中には「微兒淮」とあるが、胡三省は、「前有中書令陳準、『淮』、蓋『準』之誤也」（『資治通鑑』卷八三 永康元年八月条胡注）と、陳準は陳準の誤りであろうとする。勞格『晋書校勘記』卷三も同様に解釈する）であった。孫秀と中書省内で会話した潘岳は、石崇・歐陽建とともに、孫秀より淮南王允の反乱に荷担したとされ、族誅されるが、これは淮南王允のクーデター失敗の後のことである（『資治通鑑』卷八三 永康元年八月条。また陳準は『晋書』卷四 惠帝紀 永康元年八月条によれば、淮南王允のクーデター直後において既に光祿大夫となっていた。以上の諸史料の内容を整合させると、淮南王允のクーデター以前の中書令は陳準であり、平定の直後陳準は中書令の職を解か

れ、代わって孫秀が中書令に就任したことになる。したがって、淮南王允の拳兵当時、孫秀はまだ中書令ではない。

⑥ 中書監・中書令の職権の詳細については、祝総斌『両漢魏晉南北朝宰相制度研究』（前掲）三三七―三四三頁参照。

⑦ 『晋書』卷六四 武十三王伝 淮南王允条参照。

⑧ 『資治通鑑』卷八三 永興元年八月条胡注「空版、不書詔之版。本無詔書、而別取空版懷之以出也。」

⑨ 『晋書』卷六四 武十三王伝 淮南王允条参照。

⑩ 前述の通り、手詔の場合には青紙が用いられていたが、その他にも、『北堂書鈔』卷一〇五の注に引く『晋八王故事』に、蕩陰の戦いの後、惠帝が張方（河間王頊の部将）により長安に連行されるときのこととして、「上以青筒詔出中書曰、『朕体不佳、不堪出也』」とあるように、惠帝は「青筒詔」を発している。他に類例がないため推測するしかないが、恐らくは詔（手詔？）を青色の筒に入れて発したものであろう。当時、皇帝直々の意志伝達の場合には、特に青という色が重視され、青色の紙や筒が利用されたのであり、趙王倫らによる詔の偽造も、こうした特徴を利用してその信憑性を高めたものと思われる。

⑪ そもそも趙王倫は、『資治通鑑』卷八四 永寧元年正月条胡注に「時倫以東宮為相国府、謂禁中為西宮」とあるように、東宮を相国府とし

ており、また皇后死後の永康元年（三〇〇年）五月に愍懷太子の子の臨淮王斌が皇太孫に立てられたとき、自ら太孫太傅を兼ねた後、新たに冊立された皇太孫斌とともに東宮に入っている（『晋書』卷五三 愍懷太子伝）。このことから当時の趙王倫の権力と権威の強化に、東宮と皇太孫斌の存在が深く関係していた可能性もある。なお、西晋における東宮の重要性については、拙稿「西晋の東宮と外戚楊氏」（『東洋史研究』六八一―三、二〇〇九年）を参照されたい。

⑫ 『晋書』卷五九 齊王冏伝、卷八八 孝友伝 庾袞条参照。なお、『三國志』卷一 魏書武帝紀注所引（『魏晉』世語）に、「旧制、三公領兵入見、皆交戟又頭而前。初、公将討張繡、入覲天子、時始復此制。公自此不復朝見」とあるが、これについて塩沢裕仁「漢魏の都城「許昌」」（『法政史学』六二、二〇〇四年）は、この復制は臣たる曹操への威圧・牽制であり、朝廷内は曹操といえども身辺の危険性を予感させる空間であったとする。趙王倫は相国就任と同時に兵一万人を配備させているから、彼らが外部に公府を置いた理由の一つに、安全確保があつたとも考えられる。

⑬ 『晋書』卷五九 趙王倫伝参照。

⑭ 『世説新語』賢媛篇注所引『晋諸公贊』参照。

## おわりに

ここまで惠帝即位以後、趙王倫の即位に至るまでの政治史を通観してきた。

前半期における皇后（皇太后）・外戚の政治は、主に惠帝や、彼の書く手詔の権威を利用して行われた。本来魏晋における手詔は、皇帝が朝臣に対する訓示・戒告などを行う際に用いられたが、皇帝が危篤や統治能力の欠如などで政務をとる

ことが困難な場合、側近などが皇帝に手詔の作成を強いて政敵の免官などを行うことがあった。賈后はこれを利用し、楊駿や汝南王亮・衛瓘といった人物を殺害し、実権を掌握する。元康年間（二九一―二九九）には、魏晋期を通じて官僚・貴族の政治空間として確立しつつあった朝議や会議、中書・侍中などの諸官が政府の中樞を担っていたが、賈后は惠帝の詔（手詔）の発令権を実質的に掌握し、また、外戚・宦官などを重用して、朝臣に対する優位を確保し、輿論の動向を意識しつつ、自己の主導権を確立した。しかし賈后は、詔を偽造し、クーデターを起こした趙王倫に倒され、以後、惠帝はその権威のみが注目・利用される存在と化したのである。

武帝期以降の手詔の用途をあらためて整理すると、武帝期においては、手詔は一般的に皇帝から朝臣に対する訓示・戒告のために発されたが、惠帝の即位以後、皇后（皇太后）・外戚により政敵の免官・討伐を目的として利用され、次に趙王倫・孫秀の詔の偽造によるクーデターと政敵排除が行われ、さらに趙王倫の即位後、孫秀によって再び手詔が偽造され、一般政務の運営にまで利用されることとなる。手詔の用途の多様化によって、皇帝個人の権威が直接的に影響を及ぼさる範囲は拡大したが、それに反比例して政治から皇帝が次第に離れていく結果を招いた。これらは、詔の表す皇帝の権威が政治運営において絶大な効力をもっていた一方で、皇帝の主体的意志が、政治運営に反映されにくくなり、単なる象徴と化していったことを示している。

賈后の死により詔の偽造が横行したという事実に着目するならば、皇帝（惠帝）が詔（手詔）を作成したり、会議において裁可を下すという行為・手続きを重視していた賈后の方針が、政治における皇帝（惠帝）の最低限の役割を守ったと評価することが可能であろう。しかし、賈后が手詔によって行政機構を飛び越え、直接的に軍に命令を下して動員し、クーデターや政敵の討伐を行ったことは、趙王倫や孫秀による詔の偽造のような、皇帝の権威のみを利用する傾向を生み出すそもその原因ともなったのである。

本稿では、惠帝の即位から趙王倫の即位までの約一〇年間における政治史を分析し、賈后・趙王倫などの実権者と惠帝

の関係を論じてきた。しかし、以後の政治史において、本稿で論じたような政治的傾向が連続するか否か、という問題については、別に検討が必要となる。趙王倫の体制は、許昌に出鎮していた齊王冏が各地に檄を發して趙王倫打倒の兵を拳げ、これに成都王穎（鄴に出鎮）らの宗室諸王やその他の州都督・州刺史などの地方官が同調して洛陽に進攻、さらに戦鬪の最中の中央軍のクーデターにより、趙王倫は退位し死を賜り、恵帝は復位する。これ以後の政治（八王の乱）は、依然として地方に留まったままの成都王穎らの宗室諸王と中央政府の対立、あるいは地方の宗室諸王同士の対立が主な構図となるため、この時期における恵帝の権威の変化は、こうした諸勢力の軍事力なども考慮に入れねばならず、單純に恵帝や中央政府の動向のみを材料として考察することはできない。恵帝の治世後半の政治史に関しては、稿を改めて論ずることとしたい。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

# Empress Jia and Imperial Edicts during the Reign of Emperor Hui of the Western Jin Dynasty

by

TANAKA Kazuki

In regards to the political history of Emperor Hui 惠帝 of the Western Jin, studies of the what has come to be called the Wars of the Eight Princes, which broke out during the same period, have comprised the main current of scholastic interest, and scholarship devoted to the political history of Emperor Hui's reign has not been conducted. This study analyzes the political history of the first half of Emperor Hui's reign (291-300) when his empress, Empress Jia 賈后, held great influence with the aim of clarifying the relationship between Empress Jia and the imperial edicts that embodied Emperor Hui's authority and the details of Empress Jia's political maneuvers and their significance.

First, I confirmed the actions of Empress Jia in the political upheaval of 291, the year after the enthronement of Emperor Hui, which served as the opportunity for the Empress to gain a grip on power and the method of the coup d'état. Empress Jia moved troops using an imperial edicts written by Emperor Hui himself and murdered ministers Yang Jun 楊駿, Prince Liang of Ru'nan 汝南王亮 (Sima Liang) and Wei Guan 衛瓘. Edicts in the hand of the emperor himself were originally employed to admonish ministers, but after maternal relatives Yang Jun and the Empress Dowager Yang 楊太后 had seized the reins of power, imperially drafted edicts came to be used for the purpose of mobilizing troops and eliminating political foes. Empress Jia used imperial edicts to grasp political power, but the nature of the edicts (edicts in the imperial hand) was thereby altered. Next I examined the politics of Empress Jia from Yuankang 元康 1 (291) through Yongkang 永康 1 (300). This was not a period during which Empress Jia exercised despotic rule, and there was a significant number of court councilors like Pei Wei 裴頠 in the anti-Empress Jia faction. In opposition Empress Jia promoted maternal relatives and eunuchs, and by managing the issuance of imperial edicts she was able to secure a position of relative superiority over the

councilors. Empress Jia placed importance on Emperor Hui's authority and the form and political procedures for ordering the composition of edicts as necessary elements in building her political superiority.

Empress Jia was deposed in the coup d'état of Prince Lun of Zhao 趙王倫 (Sima Lun) in Yongkang 1 (300) and then murdered. Prince Lun of Zhao mobilized troops with an edict that he had forged and carried out the coup d'état, and thereafter employed forged imperial edicts (edicts in the hand of the emperor) in conducting political affairs. The coup d'état of Prince Lun of Zhao was the turning point after which the emperor was completely reduced to a figure of authority without power. Emphasizing this point alone, it is possible to appreciate that fact that Empress Jia secured the minimum political role and authority of Emperor Hui that was embodied in the imperial edicts, but Empress Jia had previously overridden the documentary administration by using imperial edicts and issuing orders directly to the troops, mobilizing them and carrying out a coup d'état, and this was the cause of the trend to exploit the authority of Emperor Hui alone, as did Prince Lun of Zhao.

Rethinking Civil Service Reform in Late-19th Century England:  
Differing Views of the Members of the Commissions  
of Inquiry and Civil Servants

by

MIZUTA Tomonori

This article examines the proposals of the members of the commissions of inquiry for civil service reform and the reaction of civil servants in order to clarify the social mechanism that sustained the gradual improvement and reform of the bureaucracy in late-19<sup>th</sup> century England.

Civil service reform had been recommended by S. Northcote and C. E. Trevelyan in 1853, and concrete proposals were made by the Playfair Commission in 1870s and by the Ridley Commission between the 1880s and 1890s. Both commissions held interviews with many witnesses, including civil servants, and analyzed the issues concerning government bureaucracies in order to resolve the issues. The newspapers reported the commissioners'